

協働事業提案制度の見直しについて

○協働事業提案制度：市民、地域コミュニティ団体又は市民活動団体は、規則で定めるところにより、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。
 〈栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例第14条第1項〉

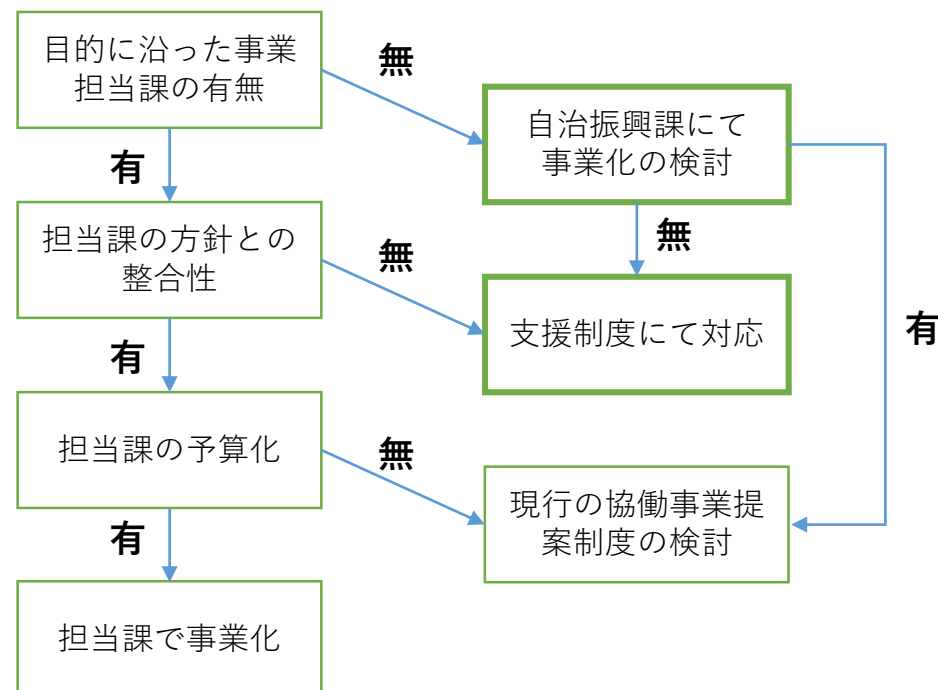
○現制度の目的：「協働事業提案制度」は、市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と栗東市がアイデアやノウハウを出し合い協力しながら「協働」することにより、地域における多種多様な課題の解決に取り組もうとするものです。きめ細やかなサービスの提供により市民満足度を高め、豊かな地域社会を築いていくとともに、協働というシステムを広く周知し、幅広い協働の実践につなげることを目指しています。 〈協働事業提案制度応募の手引き〉

○現制度の問題点：制度が想定している協働は担当課の予算化で対応されており、必要とされていない。一方で、想定外の協働のフォローが不十分。

- ・テーマ設定型・・・担当課が取り組む意思がある場合、予算化して対応しており制度を利用しない。
- ・自由提案型・・・担当課も協働で取り組む必要があり、取り組む意思があればこちらも予算化で対応するため制度を利用しない。取り組む意思がなければ、成立せずそもそも提案できない。
- ・制度の形式・・・プレゼンや報告会の手間や申請のタイミングが合わない。

⇒ 協働としての問題を考えた場合、担当課の予算化で対応できているものは協働できているので問題ないため、テーマ設定型は**廃止**し、自由提案型で制度に乗らないものを**別の形で協働につなげる**制度に見直す。

○見直し後のフローチャート



○支援制度の拡充

自立に向けた支援

元気創造まちづくり事業（既存）・・・事業費の助成、広報の支援など

未来へつなぐ市民活動応援事業（既存）・・・事業費の補助、広報の支援など

コミセンとの連携支援事業（新規）・・・条件を設定し1年毎（最大3年）コミセンと連携することで活動場所を支援する制度を検討する

連携に向けた支援

連携による支援事業（新規）・・・市域全体を対象とするような事業において、市が共催の立場になることによって、団体の積極性を高めるとともに、市のリスクチェックによる事業のリスク軽減を図る。

ネットワークづくりの支援（新規）・・・自治振興課の事業である市民学習会等を活用し、テーマを設定して、行政や関係する団体が学びあう場を設定することで、既存事業でも連携が増えるよう支援する。

※新規の場所の支援や連携による支援は、予算措置を伴わないことから、制度の形式としては、申請、書面審査、書面報告とし、プレゼン審査は不要、成果報告会の参加は任意とする。公益性の判断が困難なものについては、栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金運営委員会に意見をいただきたい。

市民活動団体の声

- ・社会課題を解決する取組みだが、プレゼンまではできない。市に負担してほしいわけではなく、市に認められた活動で、場所も無料で使えることで、参加者に安心して来てもらうことができる。
 （フレイル予防講座実施団体）
- ・市民活動団体や関係者が連携するための、話し合いの場は必要だと考えている。どのような連携ができるかはわからないが、話し合いには市の担当課も入ってもらいたい。
 （子育ての親支援実施団体）
- ・市の所管している部署ではあるが、事業を実施する課ではないため、共催を断られた。市民活動団体で準備も実施も行うので、市の部署間の調整や何かあった際の責任分担をしてほしい。
 （栗東駅前イルミネーション実施団体）